

大仙市立高梨小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- 『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』と定義する。

（平成25年度制定「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 児童を見守るすべての大人が「いじめはどの学校でも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていく。
- いじめは絶対に許されない行為であることを全ての児童に理解させるとともに、児童自らがいじめ防止について主体的かつ積極的に取り組む態度を育てる。
- いじめ問題に適切に対応するために、教職員は児童のわずかな変化にも気づく力を高め、早期発見・早期対応に努める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ①ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活調査」結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②児童一人一人が成就感や充実感をもてるよう、分かる・できる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ①全教育活動を通じて道徳教育を推進し、人権尊重の精神を育む。

(3) 特別活動の充実

- ①望ましい人間関係が形成できるよう、縦割り活動や異学年交流等、多様な集団活動や体験活動の充実を図る。
- ②学級活動や児童会活動を通して、よりよい集団を目指して主体的に学校生活の諸問題を解決していこうとする態度を育てる。

(4) 相談体制の整備

- ①年4回児童を語る会を実施し、全職員で児童の変化等の早期発見に努める。
- ②年2回学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③校内生徒指導委員会を組織し、定期的を開催する。
- ④必要に応じてスクールカウンセラー等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ①全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、計画的に情報モラル教育を実施する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ①中学校や幼稚園・保育園と情報交換や交流学习を行う。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努め、保護者が相談しやすい雰囲気づくりにつとめる。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

(2) 「学校生活調査」の実施

月1回「学校生活調査」を実施する。また、この調査をもとに児童と面談をして思いをくみ取り、適切に対応する。

(3) 日常の観察・指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

4 いじめに対する措置

①児童を語る会、教育相談、学校生活調査結果からいじめが疑われる場合は、迅速に校内生徒指導委員会を開き、初期対応を協議し対応する。

②いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。いじめの事実が確認された場合は、迅速に校内生徒指導委員会を開き対応を協議するとともに、市教育委員会へ報告する。

③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 校内生徒指導委員会

(1) 委員会の構成メンバー

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事

(2) 委員会の任務

① いじめ防止基本方針並びに年間指導計画についての審議

② いじめ防止に関する調査・研究・企画

③ いじめへの対応策の協議と実践

(3) 委員会の開催

委員会の開催は年間3回とするが、緊急協議または対策を要する事態が生じた場合にはその都度開催する。

6 その他

いじめが重大事態と認められる場合は、『秋田県いじめ防止等のための基本方針』に則り、速やかに組織を立ち上げ事実関係を調査し、その結果を市教育委員会へ報告する。